

人材ビジネス事業者登録要領

(目的)

第1条 熊本県プロフェッショナル人材戦略拠点事業（以下、「事業」という。）において、県内企業に対して、「攻めの経営」や経営改善等の実現のために必要なプロフェッショナル人材を紹介する人材ビジネス事業者の登録について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 熊本県プロフェッショナル人材戦略拠点事業

地域と企業の成長戦略の実現のために、プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、「拠点」という。）を設置し、プロフェッショナル人材戦略マネージャー又はサブマネージャーが県内企業を訪問し、新規事業や販路開拓など「攻めの経営」への転換を促すとともに、必要となるプロフェッショナル人材の明確化を行う。

また、この要領により登録した人材ビジネス事業者（以下、「登録人材ビジネス事業者」という。）を活用し、企業の採用を支援する事業。

(2) プロフェッショナル人材

生産性向上や競争力強化などの企業課題の解決を図り、「攻めの経営」を実現するために必要な能力や経験、専門性を有している人材。

(3) 登録人材ビジネス事業者

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、この要領により登録を受けた事業者。

(登録人材ビジネス事業者の業務内容)

第3条 この事業において、登録人材ビジネス事業者が行う業務は次のとおりとする。

(1) 拠点の支援を受ける企業（以下、「支援企業」という。）がプロフェッショナル人材の紹介を希望した場合、登録人材ビジネス事業者は支援企業と人材紹介に係る契約を締結すること。

(2) 支援企業と契約を締結した登録人材ビジネス事業者は、プロフェッショナル人材を紹介しマッチングを実施すること。

(3) 支援企業と契約を締結した登録人材ビジネス事業者は、活動報告（訪問、電話・メール、書類選考、面接、内定）をシステム上に随時登録すること。

(4) 支援企業に採用されたプロフェッショナル人材が円滑に定着できるようフォローアップを実施すること。

(5) 登録人材ビジネス事業者が、プロフェッショナル人材の拠点が必要とする個人情報等を拠点へ提供することについて、当該プロフェッショナル人材から同意を得ること。

(6) 熊本県プロフェッショナル人材戦略拠点との連携に必要な会議等へ参加すること。

(登録の方法)

第4条 本事業の趣旨に賛同し、プロフェッショナル人材を紹介する人材ビジネス事業者は、あらかじめ人材ビジネス事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて拠点に提出するものとする。

- (1) 有料職業紹介事業許可書の写し
 - (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）
 - (3) 求職及び求人の申込み方法など、業務運営が分かるもの（求人・求職票の様式及び申し込み手順がわかるものなど）
 - (4) 個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）
 - (5) 有料職業紹介の実績状況及び取り組み方針等がわかるもの（様式第2号）
 - (6) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業とかわす契約書の様式、手数料表など）
 - (7) 熊本県暴力団排除条例に関する誓約書（様式第3号）
- 2 登録申請手続きを行った後、都合により辞退することとなった場合は、申請辞退届（任意様式）を提出すること。

(登録の基準)

第5条 人材ビジネス事業者の登録については、次に掲げる審査基準により申請内容を審査の上通知する。審査は原則、提出された申請書類等により行うものとするが、審査前にヒアリングを行うことがある。

- (1) 有料職業紹介事業者の許可を有すること。
- (2) プロフェッショナル人材及び県内企業に対するマッチング、フォローアップ等が行える体制を有すること。
- (3) 県外在住者を含めて職業紹介の実績及び雇用契約の成立実績を相当程度有すること、または、今後県外在住者を含めて職業紹介及び雇用契約の成立が見込める体制を有すること。
- (4) 紹介したプロフェッショナル人材が円滑に定着できるよう、プロフェッショナル人材及び採用企業に対するフォローアップ等の取組を行っていること。
- (5) 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者に該当しないこと。

(変更届)

第6条 登録人材ビジネス事業者は次に掲げる変更事項があった場合は、変更届（様式第4号）により、速やかに拠点へ届け出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をした場合

(登録の取り下げ)

第7条 登録人材ビジネス事業者が登録削除を希望する場合は、登録取り下げ申請書(様式第5号)により拠点へ申請するものとする。

(登録の取消)

第8条 次のいずれかに該当するときは、拠点は登録を取り消すことができる。

- (1) 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
- (2) 不正な行為があると拠点が認めたとき
- (3) 正当な理由がなく、第3条に定める業務を行わないとき
- (4) その他、登録人材ビジネス事業者に適しないと拠点が判断したとき
- (5) その他、登録人材ビジネス事業者と拠点との調整の元、登録取消の合意が得られたとき

(登録の有効期間)

第9条 登録の有効期間は、締結日から1年間(3月末まで)とする。但し、第7条により登録の取り下げがあったとき、又は第8条により拠点が登録を取り消したとき以外は、有効期間は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(指導監督)

第10条 拠点は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録人材ビジネス事業者に対して報告を求めることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか登録に関し必要な事項は、拠点が別に定める。

附 則

1. この要領は、令和3年1月1日から施行する。
2. この要領は、令和8年5月7日から施行する。